

投資信託・公共債に係る約款・規定集

投資信託総合取引約款	1
投資信託受益権振替決済口座管理規定	7
保護預り規定兼振替決済口座管理規定 （取引残高報告書式）	18
一般債振替決済口座管理規定	32
とりぎん積立投信取扱規定	42
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	47
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に 関する約款	53
特定管理口座約款	56
投資信託累積投資約款	59

株式会社鳥取銀行

投資信託総合取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の窓口販売業務について、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「特定管理口座約款」によるものとします。

(投資信託総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。

- ①投資信託受益権振替決済口座管理規定
- ②投資信託累積投資約款
- ③とりぎん積立投信取扱規定
- ④特定口座に係る上場株式等保管委託約款・特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・特定管理口座約款

(申込方法等)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、これを当行にご提出いただくことによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。

- 2 前項の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職及び氏名、共通番号等をもってお届けの氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

- 3 お客様が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（指定預金口座の取扱い）

第4条 お客様が、投資信託総合取引のお申込みをされる場合には、投資信託総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめご指定ください。なお、指定預金口座は当行本店又は支店におけるお客様名義の普通預金口座又は当座預金口座とします。

- 2 投資信託総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座に、ご入金いたします。
- 3 指定預金口座は、投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）を開設する当行本店又は支店と同一の本店又は支店に開設ください。
- 4 当行は、指定預金口座の指定があったときは、速やかに『指定預金口座』ご確認のお願い』を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申出ください。
- 5 指定預金口座を変更するときは、当行所定の方法により届け出てください。なお、変更申込み後の取扱いは、前項に準じて行うものとします。
- 6 当行が、投資信託の償還金・解約代金・買取代金をお支払いする場合で、指定預金口座にご入金するときは、計算書等に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

(諸通知の取扱い)

第5条 申込者に対し当行よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱うことができますものとします。

(免責事項)

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①次条第1項による届出の前に生じた損害
- ②当行所定の書類等を使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行所定の書類等を使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いに直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は第4条及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥投資信託受益権振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(届出事項の変更)

第7条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくは法

人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

- 2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いのご請求には応じられません。この間、相当の期間を置くことがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第8条 第2条①から④の取引は、第9条④から⑥のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条④から⑥の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

(投資信託総合取引の解約)

第9条 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。

- ①お客様から投資信託総合取引の解約のお申し出があったとき
- ②お客様が、この約款の規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
- ③振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上なく、当行が解約の通知をしたとき
- ④お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤お客様が暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、

およびそれらに準ずる者に該当した場合、及び次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑥お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
- ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(約款の変更)

第10条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第11条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当

行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成22年1月4日制定

平成22年4月改定

平成28年1月改定

令和2年4月改定

株式会社 鳥取銀行

以上

投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が投資信託についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から「投資信託振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾した

ときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当行への届出事項）

第5条 「投資信託振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職及び氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押を受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振

替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

- ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託の銘柄及び口数
 - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り

扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保権の設定)

第8条 お客様の投資信託について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第11条 当行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。

①償還期限（償還期限がある場合に限りです。）

②残高照合のための報告

③お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の内部管理責任者に直接ご連絡ください。

3 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（届出事項の変更手続き）

第12条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくは法人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定

の方法により届け出てください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍謄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。また、前項の届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いのご請求には応じません。この間、相当の期間を置くことがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・氏名又は名称・住所、共通番号等をもって届出の印鑑・氏名又は名称・住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、買取代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じられないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第14条 機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①投資信託の振替手続を行った際、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分（投資信

託を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

- ②その他、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第15条 当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

- 2 当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申し出があったとき
- ②お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき
- ③お客様がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
- ④口座残高がないまま一定の期間を経過し、当行が解約の通知をしたとき
- ⑤お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認め

られたとき

⑦お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき

⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託を解約するにあたっては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって解約し、現金により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①第12条第1項による届出の前に生じた損害

②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いに直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第21条 お客様と当行の間のこの規定に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成21年1月26日
平成22年1月改定
平成22年4月改定
平成22年7月改定
平成22年10月改定
平成28年1月改定
令和2年4月改定
株式会社 鳥取銀行

以 上

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (取引残高報告書式)

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ①国債証券
- ②地方債証券
- ③政府保証債券

- 2 当行は、前項にかかわらず、市場性がないもの等は都合により国債証券等のお預り、又は振決国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第2条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします
- ②前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

(混合保管に関する同意事項)

第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ②新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

(振替決済口座)

第4条 振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(保護預り口座又は振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。

- 2 当行は、お客様から「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 4 「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所・氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。
- 5 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

（契約期間等）

第6条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（手数料）

第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適

用します。

- 3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

（預入れ及び返還）

第8条 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

（振替の申請）

第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものそ

の他日本銀行が定めるもの

- ③振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③振替先口座
 - ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第10条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、

あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

(担保権の設定)

第11条 お客様の振込国債について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(分離適格振込国債に係る元利分離申請)

第12条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

第13条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又

はその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い)

第14条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまずに保護預り証券の返還の請求が、又は社振法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

①当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

②当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合

③保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

(抽選償還)

第15条 混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第16条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を

禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

(連絡事項)

第17条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

①残高照合のための報告

②第15条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額

2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

第18条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、

住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名、共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。

(当行の連帯保証義務)

第19条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ②分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した

者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支
をする義務



- ③その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第20条 本取引は、第21条4項④から⑥のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条4項④から⑥の—にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

(解約等)

第21条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ①お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき

- ②お客様について相続の開始があったとき
 - ③お客様等がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
 - ④お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ⑤お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
 - ⑥お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
 - ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 5 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 6 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第22条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第23条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(公示催告等の調査)

第24条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

第25条 この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

(免責事項)

第26条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第18条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第16条

による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥第23条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第27条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第28条 振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第29条 振替法の施行に伴い、お客様がこの契約に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号に掲げる手続き等を当行が代っておこなうこと並びに第2号及び第3号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②移行前の一定期間、証券の引出しをおこなうことができないこと
- ③振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この契約によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規程により管理すること

平成21年1月26日
平成22年4月改定
平成22年7月改定
平成28年1月改定
令和2年4月改定
株式会社 鳥取銀行

一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載又は記録いたします。お客様にはこれら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振

替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことに約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当行への届出事項）

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③一般債の償還期日又は繰上げ償還期日において振替を行うもの
 - ④一般債の償還期日、繰上げ償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ①当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱い

ます。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保権の設定)

第8条 お客様の一般債について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上げ償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の「社債等に関する業務規程」により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、三菱UFJ銀行（上位機関）が当行に代ってこれを受け取り、当行が三菱UFJ銀行（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

①最終償還期限

②残高照合のための報告

③お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の内部管理責任者に直接ご連絡ください。

3 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（届出事項の変更手続き）

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法

によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第14条 機構又は三菱UFJ銀行（上位機関）が振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ①一般債の振替手続きを行った際、機構又は三菱UFJ銀行（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務

- ②その他、機構又は三菱UFJ銀行（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（反社会的勢力との取引拒絶）

第15条 本取引は、第16条第1項第5号から第7号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1項第5号から第7号の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

（解約等）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき
- ③お客様がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
- ④口座残高がないまま一定の期間を経過し、当行が解約の通知をしたとき
- ⑤お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
- ⑦お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、又はそれらに準ずる行為を行ったとき

- ⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)



第17条 前条に基づき解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債については当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害

- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

（機構非関与銘柄の振替の申請）

第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

第21条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる

手続き等

- ③移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

（この規定の変更）

第22条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

平成21年1月26日
平成22年7月改定
平成22年10月改定
平成28年1月改定
令和2年4月改定
株式会社 鳥取銀行

とりぎん積立投信取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を、定期的に一定金額買付けるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する手続き等についての取決めです。

お客様は、本サービスの内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託累積投資約款」「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。

(買付銘柄の選定)

第2条 本サービスによって、買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

2 お客様は、選定銘柄の中から銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下「購入銘柄」といいます。）

(申込方法)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出し、当行が承諾した場合に限り、本サービスを開始できます。

2 お申込みにあたっては、お客様は投資信託累積投資約款に規定する、累積投資口座を開設するものとします。ただし、すでに開設済及び申込済であるときはこの限りではありません。

(買付代金の払込方法)

第4条 お客様が指定する購入銘柄ごとの買付代金については、毎月指定する日（以下「振替指定日」といいます。）にあらかじめ指定された預金口座（以下「振替指定口座」といいます。）から口座振替により引落しさせていただきます。

2 前項の振替指定日は、以下のように取り扱うものとします。

①10日、20日、月末の中からお客様に指定していただくものとします。

②振替指定日が銀行休業日の場合には、前営業日を振替指定日とします。

③振替指定日の翌営業日が、購入銘柄の買付申込みの手続きができない日であっても当初定めた振替指定日に口座振替を行い、購入銘柄の買付申込可能になり次第行います。

3 第1項の口座振替は、以下のように取り扱うものとします。

①購入銘柄が複数ある場合は、各銘柄の合計金額で口座振替を行うものとします。

②振替指定口座の支払可能な預金残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。）が購入銘柄の合計買付金に満たない場合は、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。

③複数ある購入銘柄のいずれかの銘柄の買付金額が振替指定口座の支払可能な預金残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。）に存在する場合でも、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。

4 買付代金は、1銘柄につき1,000円以上1,000円単位とします。

5 買付代金には、買付けに係る手数料、消費税を含むものとします。

6 振替指定口座は事業資金を預け入れている口座ではないこととします。

(買付けの方法及びその時期)

第5条 当行は、お客様の振替指定口座から口座振替を行った日の翌営業日に、買付けの申込みがあったものとして、購入銘柄の買付けの手続きを行います。

2 前項の購入銘柄の買付価額は、当該購入銘柄の目論見書に定める価額とします。

(申込内容の変更)

第6条 お客様は所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの休止及び申込内容の変更を行うことができます。

(返還及び収益分配金の再投資)

第7条 投資信託の返還（振替）及び収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。

(取引及び残高の通知)

第8条 当行は本サービスに基づくお客様への、取引明細及び残高明細の通知を、原則3ヶ月に1回、期間中の購入銘柄毎の買付時期、及び購入銘柄毎の買付合計金額、取得合計口数、残高等を記載した取引残高報告書により通知します。

(選定銘柄の除外)

第9条 選定銘柄が以下の各号に該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該銘柄を購入銘柄とされているお客様には遅滞なく通知するものとします。

- ①選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還となった場合。
- ②その他当行が必要と認める場合。

(解約)

第10条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。

- ①お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出たとき

- ②お客様が累積投資口座を解約されたとき
- ③お客様が「振替指定口座」を解約されたとき
- ④当行がサービスを営むことができなくなったとき
- ⑤お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
- ⑦お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
- ⑧やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出たとき

(免責事項)

第11条 当行は、投資信託累積投資約款の規定によって免責される場合のほか、本サービスに係る書類に押印された印影とお届けの印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(規定の変更)

第12条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第13条 お客様と当行の間のこの規定に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとしします。

平成14年3月
平成19年1月改定
平成22年1月改定
平成22年2月改定
平成22年4月改定
平成23年1月改定
平成24年5月改定
平成29年1月改定
令和2年4月改定
以上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款はお客様（以下「申込者」といいます。）が特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に想定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管に委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(所得金額等の計算)

第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。

- ①第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ②当行以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得した上場株式等
- ④申込者が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ

です。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

- ⑤ 特定口座内上場株式等につき、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑥ 特定口座内上場株式等につき、投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。)に限ります。)により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑧ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10

の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第8条 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第9条 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第4号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の送付)

第10条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。

3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に申込者が開設した特定口座におい

て上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに申込者に交付いたします。

(契約の解除)

第11条 次の特約の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①申込者が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(特定口座を通じた取引)

第12条 申込者が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第13条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に該当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第14条 申込者と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちか

ら当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第15条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上

平成28年1月

令和2年4月改定

特定口座に係る上場株式配当等受領委任 に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみ受入れます。

- ①租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ②租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- ③租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収

されるべきもの

- ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの

- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、【支払確定日までに又は支払確定日前の当行が定める日までに】、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

- 2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、【支払確定日までに、又は支払確定日前の当行が定める日までに】、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(合意管轄)

第7条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第8条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上
平成28年1月
令和2年4月改定

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が当行に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当行に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当行に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託)

第3条 当行に特定管理口座が開設されている場合、当行に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法により行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当行に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当行に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客様が当行に対して特定管理株式等に係る注文を当行に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式

等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当りの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
- ②お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当行に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失

があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第8条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第9条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上

平成28年1月

令和2年4月改定

投資信託累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」によるものとします。

(定義)

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭又は投資信託に係る振替口座簿に記載又は記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

(包括累積投資取引の申込方法)

第3条 お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名押印し、これを当行にご提出いただくことによって累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直

ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

(個別累積投資取引の申込方法)

第4条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをしたうえで、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくことによって申し込むものとします。

2 累積投資取引のうち、とりぎん積立投信サービスの申込方法等については「とりぎん積立投信取扱規定」によるものとします。

(買付方法、時期及び価額)

第5条 当行はお客様からこの約款に基づく、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定、買付対象の投資信託の目論見書等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。

2 前項の買付価額は、第7条の場合を除き、買付約定日の基準価額に当行が定める手数料及び消費税を加えた金額とします。

3 買付けられた投資信託の所有権及びその収益分配金又は元本に対する請求権は、振替口座簿に記載又は記録があった日からお客様に帰属するものとします。

(振替口座簿への記載又は記録)

第6条 この契約により買付けされた投資信託は、振替口座簿に記載又は記録して管理します。

2 当行は、投資信託の管理に係る手数料を申し受けることがあります。

(収益分配金の再投資)

第7条 前条の振替口座簿に記載又は記録されている投資信託に係る収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額から税金等を差し引いた金額をもって対象となる投資信託の目論見書等に定める方式により当該投資信託の買付けを行います。なお、

この場合、買付けの手数料は無料とします。

- 2 前項の買付価額の計算については、対象となる投資信託の決算日の基準価額を適用します。

(最低換金単位)

第8条 累積投資取引による投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

(換金方法、時期及び価額)

第9条 当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

- 2 前項による換金により、当行がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る所定の手数料及び税金等を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

(累積投資契約の解約)

第10条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ①お客様から累積投資契約の解約の申し出があったとき
- ②当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③この契約の対象となる投資信託が償還されたとき
- ④お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
- ⑥お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的

な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき

⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

- 2 この契約が解約されたときは、当行は遅滞なくお客様の累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

(届出事項の変更手続き)

第11条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくはは法人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

- 2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(免責事項)

第12条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①前条によるお届出の前に生じた損害

②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、累積投資取引に係る契約の履行をしなかった場合に生じた損害

④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた

損害

- ⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は第9条等による換金代金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥投資信託受益権振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(約款の変更)

第13条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第14条 お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成15年12月
平成19年1月改定
平成22年1月改定
平成22年4月改定
令和2年4月改定
以上

